

「核シエアリング」と「米ソ核密約」の構図

——マクナマラの「核不拡散」政策を中心に——

中西哲也

序論 問題の所在

第一章 「多角的核戦力」(MLF) 構想の論理

第一節 西ドイツ核武装問題とケネディの秩序構想

第二節 「管理」の委譲と「拒否権」の問題

第二章 MLF構想から「核シエアリング」へ

第一節 キューバ危機と「ナットソー合意」

第二節 「前方防衛」態勢の形成

第三章 「戦略協議」方式の論理

第一節 「事前協議」制度と「参戦権」の問題

第二節 核不拡散条約第一条の合意

結論 「米ソ共同支配」体制の成立

「核シエアリング」と「米ソ核密約」の構図

一

序論 問題の所在

二〇〇九年のオバマ大統領の「核廃絶」演説以後、北大西洋条約機構（NATO）の配備国側から、ヨーロッパに配備された非戦略核兵器の撤去に向けた動きが活発化している。⁽¹⁾二〇一〇年一月にNATOは、「新戦略概念」の策定にあたって、「核兵器のない世界」を目標とする合意に達した。⁽²⁾より具体的に、二〇一二年五月のシカゴNATO首脳会議では、「抑止・防衛態勢の見直し（DDPR）」が採択されて、「非戦略核兵器のさらなる削減が可能となる条件をつくり出す」ことも確認された。⁽³⁾かくして、これらの核兵器の配備を根拠づけてきた、「核シェアリング」制度の存在意義そのものが問われるようになっていく。

冷戦期において、この制度に基づく核配備の目的とは、米国の戦略核使用を引き出して防衛公約を果たす意志の強さを示す点にあった。確かに、ソ連の崩壊によって、西ヨーロッパに対する侵略の脅威は大幅に低下した。それでも、これまで西欧同盟は、「核シェアリング」制度を正当化する際に、「ヨーロッパと北米の同盟国間の不可欠な政治的、軍事的リンク」の象徴だという表現を用いてきた。一連の核戦略の見直し作業における顕著な特徴は、この表現が削除されて制度を維持する政治的意義は低下したと評価されるとともに、さらなる戦術核軍縮にはロシアとの相互削減が必要だと強調された点にある。⁽⁴⁾

ところで、一九六八年に米ソ両国が署名した核不拡散条約でも、「核シェアリング」は許容されることとなった。第一条では、核兵器国が非核兵器国に対して、「核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者に対しても直接又は間接に移譲しないこと」、と規定されている。⁽⁵⁾この規定は、核兵器国が「管理」したままであれ

ば非核兵器国に「配備」は可能だと解釈されて、冷戦期に大量の戦術・戦域核兵器が西欧に持ち込まれた。⁽⁶⁾ 要するに、「核シェアリング」制度によって、「核持ち込み」の「抜け穴」がつけられることとなったのである。⁽⁷⁾

それでは、そもそも米国がこうした非戦略核兵器の配備を行い、しかもソ連との合意に至ったのはなぜであろうか。これまで指摘されてきた通り、六〇年代に西ドイツの核武装問題が、最大のテーマとして浮上した。米ソ両国は、西ドイツが独自に核兵器の「管理」を保持することを阻止する「共通利益」を見出して、核不拡散条約の米ソ同一案の協議に入った。ところが、同盟内の「核不拡散」政策が米ソ間の「共通利益」とは矛盾しないと強弁する米国側に対して、西ドイツの独自核武装につながることを恐れたソ連側が批判して、交渉は行き詰まる。⁽⁸⁾ 本稿は、「核管理」をめぐる米ソ対立を構図に据えて、「核シェアリング」の論理を明らかにすることを目的とする。

議論の争点となった同盟内の「核不拡散」政策とは、「拡大核抑止」を「再保証」という論理であった。五七年にソ連が大陸間弾道ミサイルを保有したことを受けて、西ドイツは、西欧を核兵器で防衛する米国の意志が弱まったと受け取った。特にベルリン危機は、西ドイツの「見捨てられる」不安を増幅させて、西独国内で核武装論に火をつける結果をもたらした。こうした事態に危機感を抱いて、ケネディ政権は、ソ連の侵攻が発生した時に、米国をヨーロッパの戦争に確実に「巻き込ませる」手段を西ドイツに与えるという方式を考案した。

この「多角的核戦力」(MLF) 構想については、第一章で詳しく検討するが、その本質は、西ドイツに核兵器の「管理」を部分的に委譲する (delegate) 点にある。確かに、ケネディ政権は、西欧同盟内において戦時の指揮命令統制を統合して、核の発射権限を米国に集中させる方針を固めていた。ところが、核で守られている感

「核シェアリング」と「米ソ核密約」の構図

覚を西ドイツに与えるために、MLF構想で米国は、核使用の「拒否権」を手放す可能性に含みをもたせた。⁽⁹⁾それ故に、ソ連政府は、西ドイツが「核のボタン」に指を触れることを恐れて、MLF構想が核不拡散交渉とは両立しないと反発したのである。

第二章で明らかにするように、キューバ危機を機に米国は、核の発射の「拒否権」を堅持することを決めた。この判断に決定的な影響を及ぼしたのは、トルコに配備した核ミサイルが制御不可能な事態を招くという恐怖であった。その後、ケネディ・ジョンソン両政権で国防長官を務めたマクナマラは、MLF構想に見切りをつけて、「核シェアリング」を適用する路線に切りかえる。具体的に言えば、二国間協定を通じて、米軍による核弾頭の嚴重な「管理」の上で、西ドイツにも運搬手段の保有が認められた。部分的核実験禁止条約の成立後、核不拡散条約交渉が始まるのだが、この「核持ち込み」問題をめぐって、交渉は紛糾することになる。

かくして、米ソ交渉の争点として「核シェアリング」が浮上したのだが、二国間協定を基礎として、NATOの「戦略協議」方式が編み出された。この「戦略協議」に従えば、米国が核兵器の「管理」を移譲する(transfer)決定を行う前に、NATOで「事前協議」を開催する運びとなる。「事前協議」の開催を保証するために、核兵器の使用計画の策定や情報の共有を行う常設組織として、マクナマラが議長を務める「核計画グループ」(NPG)が創設される。通説的見解によれば、NPGの創設が、「柔軟反応」戦略の採択へとつながって、米国の「拡大核抑止」の「信憑性」を維持することに貢献したと評価される。⁽¹⁰⁾

だが、「核シェアリング」制度、または「戦略協議」方式の本質とは、ソ連との政治的了解到解に基づく「同盟管理」であった。「核シェアリング」に従えば、「平時」に米国が管理している戦術核兵器は、「戦時」になると配

備国に移譲されて、彼らの保有する運搬手段で運用される。この論理を捉えた上で、マクナマラは、核不拡散条約第一条の修正案を提案した。彼がソ連側に伝えるように強調したのは、「核拡散」が起こるのは、米大統領によって「戦時」の判断が下された後だという点であった。彼の意図は、米国が究極的な政治的決定を下す権限を独占することであり、この点はNPGの創設と同時に、核使用の意思決定を米国に集中させるという形で具現した。⁽¹¹⁾

つまり、マクナマラは、超大国同士が相手を「有事」に追い込まない「密約」を取り結ぶことで、ドイツが「核のボタン」に指をかける事態を回避するという了解の形成を目指したのである。端的に言えば、同盟諸国との「事前協議」を行うことよりも、米ソ間の不戦を優先することになる。この本質に照らすならば、核不拡散条約の成立は、ソ連がベルリンの駐留米軍のプレゼンスを受け入れたことを意味するので、中欧の「現状維持」に関する暗黙の了解も成立したといえる。本稿は、非戦略核兵器の「管理」をめぐる、マクナマラの「核不拡散」政策を検討対象として、「米ソ核密約」成立の論理を解明することを目的とする。

(1) 『朝日新聞』(二〇一〇年二月二日)。現在、ドイツ、イタリア、トルコ、ベルギー、オランダの五カ国に、一五〇—二〇〇発程度の戦術核兵器があるとされる。特にドイツには、一〇—二〇発の重力落下型爆弾(B61)が残されている(Norris, Robert S. and Hans M. Kristensen, "US tactical nuclear weapons in Europe 2011," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 67, No. 1 (January/February 2011)).

(2) North Atlantic Treaty Organization (NATO), *Strategic Concept: Active Engagement, Modern Defense* (November 19-20, 2010), <www.nato.int/cps/en/natolive/official_texts_68580.htm>. 他方、「核兵器が世界に存在する限り、NATOは核同盟であり続ける」とも記されている。例えば、核兵器の計画と協議の仕組みに対する同盟国の参加を「可能な限

「核シェアリング」と「米ソ核密約」の構図

五

り確保する」ところ。

(c) “Deterrence and Defence Posture Review.” NATO press release, 20 May 2012. <http://www.nato.int/cps/en/SID-193D7980-4A881D9C/natolive/official_texts_87597.htm?mode=pressrelease>. 鶴岡路人「NATO抑止・防衛態勢レビュー (DDPR) を読む (一) (二)」『NIDSコメンタリー』第二十六号 (二〇一二年一〇月三日)、第二十八号 (二〇一二年一月二二日)。

(4) 鶴岡路人「欧州戦術核問題の構図」『国際安全保障』第四〇巻第四号 (二〇一三年三月)。広瀬佳一・吉崎知典『冷戦後のNATO』ミネルヴァ書房、二〇一二年、第九章。また、配備核兵器の種類や場所、そして数量などに關する透明性の向上が、核軍縮の条件として挙げられた。ロシアとの相互削減が唱えられた背景には、ロシアが劣勢な通常戦力を補おうとして、非戦略核兵器への依存を強めた結果、米口間で「不均衡」が生じているという事実がある。クリステンセンとノリスは、相互削減の方針を打ち出したのは、ロシアを「敵」と看做すかつての思考に逆戻りしている証拠だと批判する (Norris and Kristensen, “US tactical nuclear weapons in Europe, 2011.”)。

(5) データベース『世界と日本』(田中明彦研究室)。西ドイツは、一九六九年に核不拡散条約に署名して、七五年に批准した。ちなみに日本は、一九七〇年署名、七六年批准。

(6) 「持ち込み」(introduction) に関しては、「配備」(deployment) や「寄港」(port call)、「通過」(transit) 等も含まれる。本稿では、「持ち込み」を特に「配備」に限定する。

(7) 例えば、この「抜け穴」を利用して、「沖繩核密約」も生まれた。一九六九年一月一九日、佐藤栄作首相はニクソン大統領とともに、小部屋で「合意議事録」に署名した。佐藤首相は、「非核三原則」(持たず、作らず、持ち込ませず)を掲げて、沖繩の「核抜き、本土並み」返還を目指していた。ところが、米政府は、沖繩に配備されていた核兵器は撤去するが、「有事」(emergency)における核兵器の「再持ち込み」(re-entry)の確約を迫った。在日米軍の「装備における重大な変更」がある際には「事前協議」を設けるとされていたが、日本政府は「遅滞なくこれらの必要を満たす」と約したのである。

(8) シュワルトツが指摘するように、同盟内の「核不拡散」政策は、「拡大核抑止」の「信憑性」を高めて西ドイツの核武装を阻止する一方で、西ドイツが核兵器の「管理」を手にする恐れも高まるというデイレンマを抱えていた (Schwartz, David N., *NATO's Nuclear Dilemmas*, Washington, D. C.: Brookings Institution Press, 1983, pp. 10-1.)。

(9) 後述するように、欧州連合軍最高司令官 (SACEUR) がアメリカ人である限り、米国が核使用の「拒否権」を完全に放棄したことにはならない。モーゲンソーは、大西洋同盟の根本的問題は、「誰が、誰の命令によって、何のために死ぬのかということ」だと指摘する。そしてこの問題は、MLF構想のような「軍事技術的操作によっても解決されないであろう」、と論じた (モーゲンソー, ハンス・J『アメリカ外交政策の刷新』鹿島研究所出版会、一九七四年、二四〇―二三頁)。

(10) Schwartz, *op. cit.*, chap. 6. 梅本哲也『核兵器と国際政治一九四五―一九九五』日本国際問題研究所、一九九六年、六八―七八頁。新垣拓「ジョンソン政権における核シェアリング政策」『国際政治』一六三号 (二〇一一年一月)。MLFのような「戦力共有」方式とは区別する形で、「核シェアリング」は「戦略協議」方式と呼称される。

(11) ハーストが指摘するように、特に核問題では、特定の「主権者」が核使用の意思決定権を握るため、シュミットが定義する「例外状態」が生じうる。すなわち、「核の安全保障の機構」が、「民主主義的な政治的コントロール」から逃れて、現代において「超法規的に行動する」可能性が高いという (ハースト, ポール「第一章 カール・シュミットの決断主義」シャントナル・ムフ『カール・シュミットの挑戦』(風行社、二〇〇六年)、一三―一四頁)。

第一章 「多角的核戦力」(MLF) 構想の論理

第一節 西ドイツ核武装問題とケネディの秩序構想

本章では、西ドイツの核武装問題に対処するために米政府が考案した、MLF構想の論理を検証する。西ド

「核シェアリング」と「米ソ核密約」の構図

イツは、ソ連が米本土に到達するミサイルを保有したことで、米国が同盟国の防衛のために核使用する「信憑性」は低下した、と受け取った。特にベルリン危機を受けて、西ドイツは核開発の道を模索し始める。以上の背景より、西ドイツに対して、米国の「拡大核抑止」の公約を「再保証」する緊要性が高まる。

六一年六月のウィーン首脳会談で、フルシチョフはケネディに対して、「ドイツ問題」の「最後通牒」を突き付けた。ソ連が東ドイツとの単独講和で占領管理を終結させた時点で、駐留の権利を失った西ベルリンの米軍は撤退すべきだという。こうした脅しがあったために、西ドイツは、ソ連が侵攻してきた時に、ソ連の対米本土核攻撃の威嚇を受けて、米国が防衛コミットメントを果たさないのでないかという不信感を強めた。「拡大核抑止」の信頼性が揺らいだ結果、ケネディ政権が恐れた事態が、現実味を帯び始める。

ベルリンにおける緊張の高まりとともに、西ドイツ国内の核武装論も盛り上がりを見せる展開となったのである。¹²確かに、五四年に主権の回復と再軍備が認められた際に、西ドイツは、ABC（核・化学・生物）兵器の自国領内での製造を禁じられていた。ところが、核保有した英仏との不平等性への不満も募って、西ドイツは「核能力を持つ」として、「マクナマラが懸念を露わにするまでになつていた」¹³。

こうした事態の展開に従って、西ドイツの独自核武装を阻止する論理が脚光を挙げるようになる。それが、ソ連のベルリン侵攻の際に米軍が防衛コミットメントを果たすことを「再保証」という論理であった。具体的に考案されたのが、米国の核戦力に対する西ドイツの関与を拡大させるという方策である。この同盟内における「核不拡散」政策に関して、ケネディ政権はまず、前政権の政策の再検討に着手する。

アイゼンハワー前政権は、NATO諸国との二国間協定で、戦術核兵器と中距離弾道ミサイル（IRBM）の

配備を推進した。⁽¹⁴⁾ こうした政策に加えて、アイゼンハワーは、将来ヨーロッパ国家連合が誕生した場合に、核弾頭の「管理」を委譲することも想定していた。ここで把握すべきは、西欧を「第三極」として台頭させる秩序構想である。この構想に則って、アイクには在欧米軍の全面撤退とともに、西ドイツに独自の「核管理」を認める用意があったとされる。⁽¹⁵⁾ 六〇年一二月の北大西洋理事会で、米国のMLF構想を公表した背景とは、かくの如きであった。幾多のMLF構想が提起されることになるが、ポラリス潜水艦に加盟諸国の軍人を混乗させて、欧州連合軍最高司令官（SACEUR）の指揮下に核戦力を統合するというのが、その中核的要素であった。⁽¹⁶⁾

それに対して、ケネディ政権は、西ドイツに核兵器の独自の「管理」を持たせないことを、西欧同盟における基本目標に設定した。例えば、新政権は、西ドイツが触発されないように、フランスの核開発と対仏核技術協力を反対した。⁽¹⁷⁾ また、ベルリン危機を契機として開始された核不拡散協定に関する米ソ交渉で、米国の「核兵器の移譲」を禁止する提案をソ連に示して、両国の「共通利益」の存在を認めた。⁽¹⁸⁾ 前大統領の秩序構想とは対照的に、米国の核の発射に「拒否権」を行使できないヨーロッパ核戦力を否定した上で、同盟内における支配的地位の確立を目指したのである。

以上の秩序構想の変更に伴って、米国の核使用の最終決定権を部分的に放棄することで、西ドイツに独自の「管理」を持たせないようにするのが、MLF構想の目的となる。ここで確認すべきは、ケネディ政権が当初採用した核戦略に従えば、「限定核戦争」を遂行するために、米国による集中的な「核管理」が求められていたという事実である。例えば、国防長官は、六二年五月に北大西洋理事会で、報復核攻撃を敵の標的に的確に命中させるには、戦時における指揮命令統制を統一することが肝要だと語った。⁽¹⁹⁾ 米国による集中的な核管理を柱

「核シェアリング」と「米ソ核密約」の構図

とする「軍事」戦略の指針とは根本的に矛盾している点にこそ、「政治的」課題に対処する意図で考案されたMLF構想の本質があるといえる。⁽²⁰⁾

かくして米国政府は、ベルリン危機を受けて、核管理態勢の強化を進めていたにもかかわらず、同時に、西ドイツに米国の生死を左右する権限を分け与える体裁を整えた構想も推進してゆくのである。⁽²¹⁾

第二節 「管理」の委譲と「拒否権」の問題

前節で論じたように、西欧同盟内部の「核不拡散」政策として、西ドイツに対して米国の核兵器の「管理」を部分的に委譲するというのが、MLF構想であった。ケネディ政権がこの構想に期待したのは、同盟諸国に核兵器の「国家的管理」をもたせないようにすることである。ところが、この同盟内部の「核不拡散」政策は、米国の「拒否権」をめぐって、米ソ「核不拡散」交渉と衝突することになった。

MLF構想の再検討は、次の案を中心として進められた。それは、SACEURの指揮下に、地上配備型の中距離弾道ミサイル(MRBM)を提供して、核戦力の所有と管理の面で「多角的」性格を備えた核部隊を創設するという案である。⁽²²⁾ 具体的に言えば、MRBMの使用を決定する権限をSACEURに委譲するので、ソ連の侵攻を受けた場合、事前の取決めに従って現地司令官が核を発射する蓋然性も高まる。言い換えれば、西ドイツの手に核兵器の「管理」が渡りやすくなるのである。まず把握すべき点は、国防長官が、このリスクを理由に挙げて、MRBMの地上配備に批判的な結論を下したことである。⁽²³⁾

この「管理」の委譲と関わって、米英仏の核戦力を統合する「多角的核戦力」の創設で焦点となったのが、米

国の「拒否権」の所在であった。MLF構想の魅力は、西欧諸国が核兵器の発射に参与できる点にあるのに、米
国が反対すれば実戦投入できないという条件を付ければ、その魅力は薄れてしまう。事実、国防長官が「拒否権」
を放棄することに断固反対したのに対して、独仏両国は核協力もちらつかせながら、必然的にNATOの機構改
革を伴う、米国の「拒否権」の放棄を要求してきた。⁽²⁴⁾最終的に、西独核武装の不安に駆られたケネディは、米
国が核使用の「拒否権」を手放すかどうかという根幹に関して、意図的に不明確にするという戦略をとった。⁽²⁵⁾

以上の狙いを込めて、六二年四月にケネディは、同盟内の「核不拡散」政策として、西ドイツへのMRBM売
却案に代わるMLF構想の推進を承認した。⁽²⁶⁾その後、ポラリス・ミサイル八基を各々搭載した水上艦艇二五隻を、
SACEURの指揮下で、数カ国の混合乗員制で運用するという具体案に辿り着く。この枠組みの中に英仏の核
戦力を取り込んで、核兵器の「国家的管理」を阻止するというのが、米国の青写真であった。構想の眼目は、西
ドイツが四割もの最大の出資を負担することとされたように、同国の核戦力に対する欲求を満たすことに置かれ
ていた。⁽²⁷⁾

まとめると、ケネディ政権が考案したMLF構想とは、「拒否権」の放棄を含んでいる点で、本質的には「核
拡散」に当たるものであった。この要素を危惧したソ連政府は、MLF構想が「核不拡散」条約とは両立しない
と、真つ向から異を唱えた。六二年八月にラスク国務長官は、ドブレイン駐米大使と会談した際に、「拒否権」
に関する言質を与えぬまま、MLF構想が西ドイツの核武装を阻止する措置になる、と説明した。ところが、ソ
連側は、「直接的、間接的、ないし多角的協定を通じて、ドイツに核兵器を与えない」ように要求した。⁽²⁸⁾ソ連側
が恐れたのは、MLF構想を通じて、西ドイツが独自の「管理」をもつという最悪の事態に繋がることであつた。

「核シェアリング」と「米ソ核密約」の構図

一一

戦後ソ連にとって、西ドイツの核武装は、「ヨーロッパにおける最も基本的な問題」であった。実際、西ドイツの核兵器入手を不可能にする協定を成立させることが、フルシチョフがベルリン危機を引き起こした主な動機であったとされる。²⁹⁾ 米側も会谈で暗に提案した通り、西独核武装とベルリン不可侵という二つの争点は密接に関連していたのである。³⁰⁾ かくして、中欧の現状維持に関する了解とも絡んで、米ソ交渉と同盟政策との間に生じた「核不拡散」概念の懸隔を埋める方式が模索されることとなる。

(12) 例えば、アデナウアー西独首相は、次のような政策を打ち出した。一つは、「核備蓄制度」に参加して戦術核兵器にアクセスすること、二つは、フランスとの核兵器の共同開発である（岩間陽子「西ドイツと戦術核兵器」『国際安全保障』第四〇巻第四号（二〇一三年三月）、四三―六頁）。

(13) Trachtenberg, Marc, *A Constructed Peace: The Making of the European Settlement 1945-1963*, Princeton: Princeton University Press, 1999, pp. 341-2.

(14) アイゼンハワー政権は、英国とイタリアにIRBMを配備したが、ソ連に近接するトルコへの配備を思いとどまった。

(15) Trachtenberg, *op. cit.*, pp. 152-54, 209-10, 213-5. 六〇年二月にフランスが核実験を行ったことを受けて、アイゼンハワーは、米国で生産する核兵器を同盟国に移転することを念頭に、原子力法の改訂を進めようとしたが、議会はこれを認めなかった。

(16) U. S. Department of State, *Foreign Relations of the United States (FRUS), 1958-60*, vol. 7, doc. 276. ちなみにアイクは、代々アメリカ人が務めてきたSACUERをヨーロッパ人に代えることも考えていた。初代SACUERのアイクは、SACUERの独立した地位を尊重しており、核使用を決定する権限まで持つべきだと考えていた（Trachtenberg, *op. cit.*, pp. 172-3.）。

(17) Trachtenberg, *op. cit.*, pp. 305-7.

(18) 黒崎輝「ケネディ政権の核拡散防止政策と核兵器移譲禁止をめぐる外交」『平和研究セミナー論集』日本平和学会、二〇〇〇年。六一年に国連総会で「アイルランド決議」が採択されて、核不拡散に関する国際協定の締結が勧告された。

(19) “Remarks by Secretary McNamara NATO Ministerial Meeting, 5 May 1962 Restricted Session,” Office of the Secretary of Defense, Freedom of Information Act, pp. 8-10. ケネディ政権は、核戦争を「合理的」に遂行するという「損害限定」戦略の論理で、「拡大核抑止」の「信憑性」を維持しようとした。それ故に、アテネで国防長官は、独自核武装は「抑止力としての信憑性に欠ける」ばかりか、「柔軟で制御された反応」を不可能にすると批判した。同じアテネで、NATOは、緊急時の「事前協議」の実施について合意した上で、「アテネ・ガイドライン」を打ち出した。それは、米国の核兵器に関する情報提供と核使用計画の策定を行う「戦略協議」に西ドイツを参与させるといったものであった (NATO, *Final Communiqué*, May 6, 1962. <<http://www.nato.int/docu/comm/49-95/c620504a.htm>>)。

(20) こうしたMLF構想の特性に関しては、「軍事的」にはいかなる核拡散も否定する一方で、「政治的」には核兵器の「管理」を西欧諸国に分け与えねばならないというディレンマで説明することができる (Steinbruner, John D., *The Cybernetic Theory of Decision: New Dimensions of Political Analysis*, Princeton, NJ: Princeton University Press, 1974, p. 153, 172)。

(21) MLF構想は、米国の核戦略の一環として考案されたというのが、通説的な解釈となっている (シユレジンガー, A・M『ケネディ』(下巻)河出書房、一九六六年、三三二―三三頁。川嶋周一『独仏関係と戦後ヨーロッパ国際秩序』創文社、二〇〇七年、第三章)。

(22) 就任後の六一年五月に、ケネディはオタワで、MLF構想を継承する意向を表明した (*Public Papers of the Presidents of the United States, John F. Kennedy: 1961*, p. 385)。

(23) Trachtenberg, *op. cit.*, pp. 297-305, 310-1; *FRUS, 1961-63*, vol. 13, doc. 130. 国防長官のMRBM配備批判の背景「核シェアリング」と「米ソ核密約」の構図

には、ベルリン危機を奇禍として文民による核統制を強化しようとしたために、ノースアトランド条約（NATO）と対立を深めていたという事情があった。

- (24) Tal, David, "The Burden of Alliance: The NPT Negotiations and the NATO Factor, 1960-1968," Christian Nuenlist and Anna Locher, eds., *Transatlantic Relations at Stake: Aspects of NATO, 1956-1972* (Center or Security Studies, 2006). 牧野和伴「MLF構想と同盟戦略の変容」(一)『法学政治学研究』第二卷(一九九九年)、四一―三頁。すでにドゴールは、自国領内に米国のIRBMを配備する問題が浮上した際に、核兵器の管理権の引き渡しとリンクさせる形で、米英仏の「三頭制」で同盟の核戦略を策定する提案を行っていた(川嶋、前掲書、二七―三七頁)。

- (25) FRUS, 1961-63, vol. 13, doc. 130, 135; Trachtenberg, *op. cit.*, p. 312, 314.

- (26) *Ibid.*, doc. 135. マクナマラはアテネで、通常戦力の増強に比べれば、MLF構想は二義的な課題だと、消極的な姿勢を示した。それでも彼は、西欧諸国がMLF構想を「政治的問題」の解決策として受け入れる限りにおいて、自身も支持する用意があったと証言している。(History of the Office of the Secretary of Defense, Vol. V: The McNamara Ascendancy, 1961-1965, Washington, DC: G. P. O., 2006, pp. 395-7, p. 420.)

- (27) Steinbruner, *op. cit.*, Part 2. ちなみにこの時期にフランスは「ミラージュ戦略爆撃機を保有していたが、まだ弾道ミサイルを保有していなかった。

- (28) FRUS, 1961-63, vol. 7, oc. 16. 倉科一希「米欧同盟と核兵器拡散問題——ケネディ政権の対西独政策——『国際政治』第一六三号(二〇一一年一月)、六二頁。フルシチョフも、ケネディに対して直接、MLF構想が核不拡散条約の障害だと伝えてくる(*Ibid.*, vol. 6, doc. 98.)。

- (29) ウラム、アダム・B『膨張と共存』(三)サイマル出版会、一九七九年、七七―八〇、七八―九、八三―九一四〇頁。

- (30) トラクテンバーグは、キューバ危機以前に米ソ交渉が頓挫した最大の要因について、ソ連が西ドイツの核保有に對する懸念から、ベルリン不可侵問題をめぐって強硬な姿勢を貫いたことだと分析する(Trachtenberg, *op. cit.*, pp.

第二章 M L F 構想から「核シェアリング」へ

第一節 キューバ危機と「ナツソー合意」

本節では、六二年一〇月のキューバ危機を経て、米国が「拒否権」の維持と M L F 構想の放棄を決定したことを証明する。ソ連のキューバへの核ミサイル搬入を受けて、トルコにある M R B M・ジュピターが焦眉の問題となる。この危機で米国政府は、核兵器の「管理」の委譲が、軍事衝突をエスカレートさせて、制御不可能な事態を招くという深刻な現実と直面した。

六一年末にケネディは、米国の「拡大核抑止」の公約を「再保証」する狙いで、ジュピターの配備を承認した。⁽³¹⁾ ジュピターは翌年四月に実戦配備されるが、その配備は、前政権がすでに英国とイタリアに適用していた方式に則っていた。この「二重鍵」方式では、理論上は米国が核弾頭を「管理」とされてきたが、現実には配備国に移っていた。⁽³²⁾ 当然ながら、米国の関与を引き出すための核ミサイルは、危機時には警戒態勢に置かれるので、偶発的に発射されやすい状態となる。⁽³³⁾ そのため、危機発生後にケネディとマクナマラは、キューバに空爆を行えば、ジュピターを配備しているトルコの米軍基地がソ連の反撃を受けて、核戦争にまでエスカレートする恐怖を強く感じた。

以上の恐怖心にもかかわらず、問題は、ソ連が攻撃兵器を持ち込んだ動機がベルリンで圧力をかけることにあり、解釈された点にある。この動機に鑑みて、キューバ・トルコ間でミサイルを相互撤去する「取引」を行えば、

「核シェアリング」と「米ソ核密約」の構図

西欧同盟の信頼性は傷ついてしま⁽³⁴⁾。以上の推察から国防長官は、二七日にソ連側が提案した「取引」を一蹴した上で、キューバ侵攻に踏み切る決意を披歴した。その際に彼は、ソ連の報復対象になるという理由を提示して、西欧同盟内でトルコのミサイルを撤去する同意を取り付けるように提案した⁽³⁵⁾。つまり、紛争を段階的に制御するという同盟の核戦略を遂行する上でも、ジュピターの存在は理にかなっていないと判断されたのである。

要するに、危機対応の検討を通じて判明したのは、ジュピターが、危機時に全面核戦争への急速な拡大を招いて、「再保証」の効果を相殺してしまうということであった。それ故に、六二年一〇月二二日、最初のトルコ側要員が発射場に配属された、正にその日に、大統領は次の指令を発した。「ソ連の攻撃を受けても発射されないようにするために、トルコのジュピター・ミサイルを嚴重に管理する」。より具体的に、仮にミサイルが攻撃されて、同盟国の手に渡りそうになっても、「ジュピターの核弾頭を手放さない」ように厳命した⁽³⁶⁾。

「管理」の委譲の危険性を実感したことによって、危機後にケネディとマクナマラは、MLF構想の抜本的な再検討に乗り出した。六二年一二月に、米国は英国との間で、核弾頭を除いたポラリス・ミサイルの売却に合意した⁽³⁷⁾。MLF構想では本来、これらの潜水艦発射型ミサイルは「多角的」に運用されるはずであった。ところが、大統領と国防長官は、英国政府との協議の席で直接、これらのミサイルを英国の「国家的管理」のもとに置くことを承諾した⁽³⁸⁾。その後の経過からも分かるように、この「ナッソー合意」によって、英仏の核戦力を取り込んで西独核武装を抑えるというコンセプトは、事実上潰えたといえる。

ケネディとマクナマラは、MLF構想とは矛盾する政策を承認した時点で、それまで曖昧にしてきた「拒否権」に関する立場も変更した。六三年三月に大統領は、アデナウアー西独首相に対して、米国の核使用の「拒否権」

を堅持する旨を明確に伝えた。⁽³⁹⁾ 国防長官が西独国防相に対して論じたように、米国が「拒否権」を持つ以上、もはやMLF構想が、同盟諸国に核による防衛を保証するという「政治的な目的」に資することはない。⁽⁴⁰⁾ こうした点を踏まえて大統領は、核兵器の「管理」を委譲する構想に、米国の「拒否権」が付くと分かれば、もはや同盟諸国は魅力を感じないだろうと結論付けた。⁽⁴¹⁾

以上、大統領と国防長官の両人は、MLF構想を断念して、英国だけでなくフランスの独自核保有も事実上承認する。その一方で、西ドイツのそれだけは認めないという差別をいかにして正当化するかが問題となる。⁽⁴²⁾

第二節 「前方防衛」態勢の形成

本節では、キューバ危機を境に国防長官が、「核シェアリング」の導入に踏み切ったことを証明する。前節で検討したように、米国は「拒否権」を保持する旨を明確にして、MLF構想に見切りをつけた。その後でNATOは、「前方防衛」態勢の構築を進める中で、核兵器の配備を進めてゆく。その狙いは、西ドイツに核防衛の「安心保証」を与えて、独仏提携に楔を打ち込むことにあった。

六三年一月に独仏両国は友好条約を締結して、核開発の提携と「防衛共同体」の創設について合意した。⁽⁴³⁾ 米国側からすればこの「独仏枢軸」は、米国を頂点とする西欧秩序構想に対する、重大な挑戦であった。米仏両国は、西ドイツの核武装を封じ込めるという「政治的」側面において、MLF構想で協力する余地を残していた。ところが、米国の「拒否権」が明確になったことで、西ドイツを満足させる「安心保証」の方策をめぐって、米仏両国の争いが表面化したのである。米国政府は、西ドイツが米国から離反する兆候とみなして、この「エリゼ条約」

「核シェアリング」と「米ソ核密約」の構図

に対して警戒感を強めた。

独仏関係の進展を背景として、国防長官は、「共同防衛」の論理の再構築に本腰を入れる。MLF構想が頓挫した後で、西独に対する侵略を米国が攻撃されたに等しいように見せる防衛態勢を整えて、西ドイツに「安心保証」を提供することが課題となる。⁽⁴⁴⁾ 六三年九月にNATOの軍事委員会は、「柔軟反応」の戦略指針を作成し、その一環として「前方防衛」態勢の強化を勧告した。具体的には、「西ドイツとの運命共同体の証し」として、核兵器を装備した米軍を含む、強力な防御部隊を、特に西ドイツの東部国境沿いに配置する。⁽⁴⁵⁾ そうすれば、「死活的利益」と目される場所への限定侵攻に対しても、ソ連の侵略性を明るみに出して、敵に米国が核報復を行うリスクをより明瞭に認識させることができるという。⁽⁴⁶⁾

このように、「前方防衛」態勢においては、核装備した駐西独米軍のプレゼンスが、西ドイツに対して安心を供与する上で、中核的な位置づけを与えられていた。⁽⁴⁷⁾ 特にキューバ危機後に、米国は、この「政治的」側面を一層強調する必要に迫られていた。実際に、国防長官は、ジュピター・ミサイルの撤去がソ連との秘密取引の一部だとする解釈を否定した上で、同盟国領内に戦術・戦域核兵器の「持ち込み」を行うと発表した。その結果、ソ連の「軍事的」脅威が相対的に低下したにもかかわらず、六七年までに七〇〇発にものぼる大量の核兵器の配備が進行する。⁽⁴⁸⁾ 配備の特徴は、特に「安全装置」を取り付けるなど、従来の「二重鍵」方式よりも米軍による核弾頭の「管理」を徹底して、偶発的な発射を防ごうとした点にある。⁽⁴⁹⁾

米国は「核管理」を強化した上で、六四年に西ドイツをはじめとする六カ国と二国間協定を締結して、配備国にも運搬手段の保持を認めた。具体的には、戦時になると、米国の核弾頭の「管理」が移譲されて、西ドイツも

運搬手段で運用することが可能となる。⁽⁵⁰⁾ この「核シェアリング」は、西ドイツに核防衛の保証を与えるという点で、フランスの独自核武装論よりも説得力があり、その限界を白日の下に晒すことに成功した。ドゴールは、米本土が攻撃されない限り米国が核兵器を使うことはないという自らの論理によって、西ドイツのためにフランスが核使用する意志がないという弱点も曝け出してしまったのである。⁽⁵¹⁾

以上、MLF構想から「核シェアリング」に移行了た過程を見てきたが、米国はソ連に対しても、発射の「拒否権」を譲らないという確約を与えるようになる。そして米政権内部では、MLF構想を放棄して、ソ連との核不拡散交渉を優先する可能性が検討され始めた。⁽⁵²⁾ 具体的に進展をみたのが、六三年八月に米英ソ三国が署名した部分的核実験禁止条約であり、ここで二つの成果が生まれる。第一に、地下以外の核実験が禁じられて、西ドイツが核保有国入りする道は狭められた。第二に、米ソ両政府は両国主導のもとで、特にドイツを対象とする多国籍の核不拡散条約の締結に向けた交渉を開始することに合意する。⁽⁵³⁾

本章で検討したように、キューバ危機後、核不拡散条約の中で「核持ち込み」を許容するという「原型」が形作られた。次章で検討するように、米ソ交渉では、ソ連に「核シェアリング」制度を認めさせて、核装備した米軍のプレゼンスと中欧の現状維持に関する了解を形成することが焦点となる。

(31) Nash, Philip, *The Other Missiles of October: Eisenhower, Kennedy, and the Jupiters 1957-1963*, Chapel Hill, North Carolina: University of North Carolina Press, 1997. ナッシュが指摘するように、キューバ危機を引き起こした主要な要因が、ジュビターであった。例えば、ジュビターの実戦配備と同じ四月に、フルシチョフはキューバへの核ミサイルの持ち込みを決定した。

- (32) Trachtenberg, *op. cit.*, p. 193-200. 五八年二月に米英両国は、米国のIRBMを英国内に配備して、その所有権を英国に移管すること、また核弾頭の「管理」は米国が行うことを取り決めた。「二重鍵」方式では、米国人司令官と配備国の司令官の許可があつて初めて、核が発射される（金子讓『NATO北大西洋条約機構の研究』彩流社、二〇〇八年、一一六―一八、一二〇―二頁）。
- (33) ちなみに、アイゼンハワーは、ヨーロッパで生じるあらゆる戦闘を全面核戦争にする「導火線」として、西欧に核戦力を配備した。
- (34) 米国政府が、キューバ危機をヨーロッパ情勢と関連付けて捉えていた点については、拙稿を参照。拙稿「拡大核抑止」の再検討——マクナ马拉の「先行不使用」論を中心に』『法と政治』（二〇一三年一月）。
- (35) May, Ernest R. and Philip D. Zelikow, *The Kennedy Tapes*. Cambridge: Harvard University Press, pp. 576-9.
- (36) Burr, William, “Cuban Missile Crisis Day by Day: From the Pentagon’s “Sensitive Records””, *National Security Archive Electronic Briefing Book No. 398* (October 19, 2012).
- (37) スカイボルト・空中発射弾道ミサイルの提供を取り止める代わりに、ポラリスの提供が決まった。
- (38) FRUS, 1961-63, vol. 13, doc. 401. ただし、共同声明では、英国は「自国の最高の利益が危機に瀕していると判断する場合」を除いては、核戦力を「西欧同盟の国際的な防衛目的に使用する」と記された (*Department of State Bulletin*, vol. 8, no. 1229 (January 14, 1963), p. 44.)。
- (39) FRUS, 1961-63, vol. 13, doc. 185.
- (40) Trachtenberg, *op. cit.*, p. 359, 363; *The McNamara Ascendancy*, p. 420. また、すでに保有している核戦力でソ連の標的を破壊できるのび、「多角的核戦力」は「軍事的な目的」にも資さないという。
- (41) FRUS, 1961-63, vol. 13, doc. 173. ケネディは、MLF構想自体の価値について懐疑的になった (*Ibid.*, doc. 69, 130, 174.)。
- (42) 先行研究では、「ナッソー合意」後も、MLF構想は米国政府によって推進されたと論じられている（金子、前

掲書、一五六―一七頁。川嶋、前掲書、九一―二頁。青野利彦『「危機の年」の冷戦と同盟』有斐閣、二〇一二年、一九五―一六頁。山本健太郎『ドゴールの核政策と同盟戦略』関西学院大学出版会、二〇一二年、第二章。

(43) 川嶋、前掲書、第四章。ドゴールは、米国が「拒否権」を放棄する気がないと理解した時点より、MLF構想を独自核抑止力とは矛盾するものとして批判するようになる(同上、八〇―二頁)。

(44) マクナマラは、MLF構想に見切りをつけた後直ちに、通常戦力を基調とする「柔軟反応」戦略の論理に舵を切った(*The McNamara Ascendancy*, pp. 402-4.)。

(45) Stromseth, J. E., *The Origins of Flexible Response: NATO's Debate over Strategy in the 1960s*, New York: St. Martin's Press, 1988, pp. 52-5. 金子、前掲書、一四〇―一六頁。レムニッツァー新SACURは、西ドイツの東部国境地域へと防衛ラインを前進させる意向を表明して、これに伴い、西ドイツの兵員数も増大させた。

(46) スナイダーの指摘によれば、西側の強力な防衛部隊は、「ソ連に大部隊投入を強要し、相当大きな代価を払う用意のあることを示させ、したがって重要な目標を暴露させる」(スナイダー、グレン・H「拒否と懲罰による抑止力」高坂正堯・桃井真編『多極化時代の戦略』(上) 日本国際問題研究所、一九七三年、五四―九頁)。

(47) 「柔軟反応」戦略が採用された要因は、「戦略の合理性」よりも「安心保証」にあったとする主張については、以下を参照。中西輝政「拡大抑止——歴史の変遷とその本質」佐藤誠三郎編『東西関係の戦略論的分析』(日本国際問題研究所、一九九二年)。Gavin, Francis J., "The Myth of Flexible Response: United States Strategy in Europe during the 1960s," *The International History Review*, 23: 4 (December, 2001), <<http://www.utexas.edu/lbj/faculty/gavin/articles/index.html>>, pp. 15-6.

(48) カウフマン、ウイリアム『マクナマラの戦略理論』ペリカン社、一九六八年、二六一―二頁。Stromseth, *op. cit.*, p. 56, 182. ケネディに関しては、キューバ危機がミサイル「取引」で収束したと見て、六三年四月二五日にトルコのミサイルの撤去を完了させていた。

(49) 金子、前掲書、一四三―一四頁。英国やイタリアでは、配備国が保有するIRBMに、常時核弾頭が搭載されている「核シェアリング」と「米ソ核密約」の構図

た(太田昌克「戦術核と拡大抑止——アメリカ冷戦戦略の「源流」から」『国際安全保障』第四〇巻第四号(二〇一三年三月)、二七—八頁)。

(50) “Appendix 1: Proposed Agreement Between the Parties to the North Atlantic Treaty for Cooperation Regarding Atomic Information and accompanying statements,” in *Agreement for cooperation with NATO for mutual defense purposes: Hearings before the Subcommittee on Agreements for Cooperation of the Joint Committee on Atomic Energy*, Congress of the United States, Eighty-eighth Congress, second session, on proposed new agreement for cooperation between the United States and NATO for mutual defense purposes (July 30 and August 18, 1964). 具体的に言えば、核弾頭と運搬手段に関する訓練や情報の共有等、米英間と同様の協力を行うことが可能となった。

(51) 川嶋、前掲書、一三—一四頁。六三年一〇月に就任したエアハルト西独首相は、対米関係を重視する路線を鮮明にして、米国の核抑止力への依存と信頼を表明する。他方でドゴールは、「前方防衛」態勢から距離を置き、大西洋連合軍最高司令官からの仏海軍撤退を米国に通知する。

(52) 青野、前掲書、一九九—二〇〇頁、第七章。例えば、部分的核実験禁止条約の交渉時に、ケネディはソ連側に対して、中国核開発問題における協力を条件として、MLF構想の廃棄にも言及している。だがソ連側は、多国間の核不拡散条約の条件として、MLF構想の廃棄を求める姿勢を崩さなかった。

(53) 当時地下核実験は、米ソ以外には技術的に困難であり、核保有を目標とする国は、最初に大気圏内で核実験を行う必要があった。この点に関する共通理解に基づいて、米ソ両国は、核不拡散条約交渉に入ったとされる(黒澤満『現代軍縮国際法』西村書店、一九八六年、五六—七二頁)。

第三章 「戦略協議」方式の論理

第一節 「事前協議」制度と「参戦権」の問題

本章では、「戦略協議」方式の論理で、「ドイツ問題」に関する米ソ了解が成立したことを証明する。「核シェアリング」に従えば、米国が「戦時」の決定を下さない限り、核兵器の「管理」が配備国に移譲されることはない。米国の狙いは、「事前協議」制度を設けて「拡大核抑止」の「信憑性」を維持すると見せかけて、ソ連との核不拡散条約交渉に向けて同盟内部で「参戦権」の独占を図ることであった。

六四年二月十七日、ジョンソン大統領は、MLF構想が「核不拡散」とは齟齬すると結論付けて、その実現に米国が主導的役割を果たすことを放棄する方針を承認した。ここで改めて、「大西洋の集団的核戦力がいかなる形になろうとも、核兵器を発射するには米国の承認を踏まえないといけない」という特権を保持する⁽⁵⁴⁾、と明記される。すなわち、その数日前に開催された米英首脳会談でマクナマラが強調しているように、核兵器の「拒否権」を他国に譲渡する意思がない点を明確にしたのである⁽⁵⁵⁾。

大統領の決定を受けて、国防長官は、MLF構想に代わる同盟内の「核不拡散」政策の進展を図ろうとする。それが、二国間の「核シェアリング」を土台として、NATOの「戦略協議」方式にまで高めることであった。

これまで論じてきたように、核兵器の「管理」を持つのは、ヨーロッパの駐留米軍だということになった。次に焦点となったのは、どこまで同盟諸国が発射の決定に関与できるのかということであった。より正確に言えば、米国が核使用を決定して「管理」を移譲する前に、「時間と状況が許す限り」において、同盟諸国と「事前協議」

「核シェアリング」と「米ソ核密約」の構図

を行うことが議題にのぼる。⁽⁵⁶⁾そして、「事前協議」を行う協議体は、「核シェアリング」で「拒否権」を有することになった配備国を中心として組織されることになる。国防長官はまず、この「戦略協議」方式の枠組みに西ドイツを組み込んで、NATO内の核使用決定過程を統一しようとしたのである。⁽⁵⁷⁾

「戦略協議」の組織化を進めることを目的として、六五年五月末に国防長官は、四、五カ国から構成される「選抜委員会」の設立を提案した。この「戦略協議」の目的として、次の二点が挙げられている。第一に、米国の「核戦力の使用計画の策定における、同盟国の参画を改善、拡大」する。第二に、「核戦力の使用が考慮される危機時に、同盟内で事前協議が確実に実施されることを保証」する。⁽⁵⁸⁾以後、マクナマラは特に、西欧に配備された非戦略核兵器の「管理」の問題を取り上げて、「事前協議」に関する指針と手続きの作成に取り組む。要するに、「拡大核抑止」の「信憑性」を維持するべく、NATOは組織改編に向けて動き出したのである。⁽⁵⁹⁾

かくの如く、確かに米国は、ソ連との核不拡散条約交渉に臨む前に、西ドイツに「安心保証」を供与して、西側につなぎとめておくことに腐心した。その一例を挙げておくと、六五年末に米国と西独の両首脳は、西ドイツが核防衛において「適切な役割を果たすべき」ことを確認している。⁽⁶⁰⁾それでも、マクナマラが語ったように、次の点こそが「戦略協議」の最大の目的であった。その目的とは、「核の引き金に指をかけることについて西ドイツが話す」のを止めさせて、「誰の指で、いつ押すのかという問題を解決」することであった。⁽⁶¹⁾以下で説明するように、この「ドイツ問題」を解決するにあたって、「核シェアリング」の論理でソ連との政治的、了解の形成を目指した点に、マクナマラの意義を見出すことができる。

「核シェアリング」に従えば、「全面戦争」が宣告された場合に、核兵器の「管理」が配備国に移譲されるこ

となる。言い換えれば、米国が「戦時」の判断を下した後でなければ、西ドイツは核弾頭の提供を受けて、それを爆撃機に搭載して離陸することが許されない。つまるところ、いつ「戦時」となったのかについては、米大統領のみが決定の権限を握ることになる。この「核シェアリング」の本質を捉えて、国防長官は「ドイツ問題」で、ソ連との妥協が成立しうるとみたのである。

第二節 核不拡散条約第一条の合意

本節では、核不拡散条約交渉時に米ソ両国が、同盟内で開戦の決定権を握ることで、ドイツ非核化の了解に達した経緯を証明する。「核不拡散」交渉において、核兵器の「管理」問題が米ソ対立の争点となる。米国は、「核シェアリング」の論理に従って、ソ連との間で不戦の了解を形成する。その一方でNATOは、「ソ連の脅威」を想定して、核使用の最終決定権を米国に集中させた。

六五年度に一八カ国軍縮委員会で、核不拡散条約交渉が開始された。根本的な問題は、第一条で「核拡散」とは何かについて定義することであった。とりわけ、「管理」の移譲が「核拡散」に当たるとかが争点となる。以下で見るように、NATOの「核シェアリング」制度が原因で、交渉は紛糾していた。

六五年八月と六六年三月の米国案第一条では、核兵器国が「拒否権」を持つ限り、核兵器の「管理」の移譲の問題は生じないという立場をとっていた。⁽⁶²⁾すなわち、米国の核弾頭を配備国に提供して、彼らがそれを運搬手段で運用する取決めは、条約で禁止される対象にはなっていなかったのである。それに対して、ソ連側の条約案では、「核兵器の所有、管理又は使用への参加の権利」を与えることも「核拡散」に当たり、禁止の対象とされて

いた。⁽⁶³⁾米国案とソ連案を比較しても明らかな通り、米国は「核シェアリング」に移行したが、ソ連は決してそれを認めようとはしなかったのである。

六六年六月に国防長官は、ラスク国務長官に対して、「核不拡散」に関する米国政府の立場の再考と第一条の修正案を提案した。修正案の骨子は、米国の「核兵器の拒否権を明確にする」ために、同盟国に対する「核兵器の管理」の移譲を禁止すると明記した点にある〔傍点——筆者〕⁽⁶⁴⁾。要するに、西欧に配備した核兵器の「管理」を配備国に移譲することは、核不拡散条約に反すると認めたのである。この解釈に従えば、米国が「平時」に核兵器を「管理」してさえいれば、西ドイツの運搬手段の保有と「戦略協議」への参加も禁止されないことになる。

以上のようにマクナマラは、核不拡散条約の中で「戦略協議」方式を認めさせる修正案を提起した。その修正案は、「核シェアリング」の論理に基づいていた。すなわち、米国が「戦時」の決定権を握る限り、核兵器の「管理」は移譲されないということになる。だからこそ、マクナマラが述べたように、事前通告なしに条約からの脱退も可能となるにもかかわらず、「核シェアリング」は核不拡散条約とは「矛盾しない」という議論が成り立ったのである。⁽⁶⁵⁾要するに、各同盟内で「参戦権」を独占する「密約」を取り結ぶことによつて、「ドイツ問題」を解決しようとしたのである。

実際に、ラスク国務長官はマクナマラの修正案をもつて、六六年九月二四日にソ連側との協議にあたった。⁽⁶⁶⁾会谈の席でラスクは、同盟内で核を発射する権限を米国が完全に掌握しており、この「管理」を手放す意図はないと伝達した。この核兵器の「管理」が移譲されて核不拡散条約が無効になるのは、「戦時」の判断がなされた後だということ点を強調した。確かに同盟の本旨に照らして、同盟諸国に対してこの決定に関与できないとは言えない

が、それでも、「参戦を決定する権限は米大統領のみが有している」。さらに、同盟内で核兵器を発射する最終決定権を独占する仕組みは、東側も同様だと考えていると述べて、直截的に同意を求めたのである。⁽⁶⁷⁾

結局、一〇月一〇日の首脳会談には大統領も参加して、米ソ両国間で正式に、ドイツに核の発射権を渡さないとする合意が成立した。⁽⁶⁸⁾この場において、マクナマラの意向が反映される形で、核不拡散条約の最大の障害が取り除かれた。ソ連側は、西欧に戦術核兵器を「配備」することと、その運用を協議する「戦略協議」制度に西ドイツが参加することに關して、暗黙の同意を与えた。⁽⁶⁹⁾この了解を基礎として、同年一二月に米ソ共同作業グループは、核兵器の「管理」の移譲を禁じた第一条の「暫定合意」に達した。⁽⁷⁰⁾このように、米ソが「参戦権」を掌握する「密約」の形成と同時に、ソ連も、米軍の駐留で西独核武装を阻止するという方式を受け入れたのである。

ところで、「暫定合意」成立後の一二月二四日に、NATOは、全ての加盟国が核防衛協議に参加する常設組織、「核計画グループ」(NPG)の創設で合意した。⁽⁷¹⁾国防長官はNPGを、抑止崩壊後の対応を詳細に規定することを避けながら、米国の核戦力に関する情報や使用指針等について、同盟諸国を「教育」する場として考えた。⁽⁷²⁾特に、六六年三月のフランスの軍事機構離脱通告を期に、同盟内の「統制」が急務となる。そうした課題を念頭に置いて、対ソ共同防衛という「共通の目標」を設定して、その達成に向けて取り組んでいる「感覚を創出することが重要」だと認識されていた。そうした取り組みの結果、先のNPG創設にあたって遂に、米大統領に核使用の最終決定を委ねるという原則が承認されたのである。⁽⁷³⁾

MLF構想以降、西ドイツ核武装問題をめぐって、「誰が発射の権限を持つか」が焦点となってきた。米国は、「核シェアリング」の論理に従って、「拡大核抑止」の「信憑性」よりも、米ソ不戦の「共通利益」を重視した。

「核シェアリング」と「米ソ核密約」の構図

本章で検討した通り、核兵器の「管理」問題は、核不拡散条約の成立で完結したといえる。

- (54) *FRUS, 1964-68*, vol. 13, doc. 65. 中国の核実験を受けてまとめられた「ギルパトリック報告」は、MLF構想が核不拡散交渉とは矛盾すると結論付けて、ジョンソンの決定に影響を与えた (Brands, Hal, "Progress Unseen: U. S. Arms Control Policy and the Origins of Détente, 1963-1968," *Diplomatic History*, 30 (April, 2006), pp. 264-8.)。
- (55) *Ibid.*, doc. 60. 英国政府はMLF構想が、西独が「核のボタン」に指をかけることに対するソ連の不安を高める点を憂慮して、多国籍戦力として「大西洋核戦力」構想を提示した。それは、「ナッソー合意」の「国家的管理」を再確認して、混合乗員制の洋上艦隊という「多角的核戦力」の放棄を米国に突き付けるものであった (芝崎祐典「多角的核戦力 (MLF) 構想とウィルソン政権の外交政策、一九六四年」『ヨーロッパ研究』第三号、二〇〇四年)。
- (56) 実際に、ナッソーにおける米英会談で、米国から購入したポラリス・ミサイルを配備する提案がなされた際に、「事前協議」制度の構築が主要な政治目標となった (シンブソン、ジョン「前向き」な核兵器国——戦略的不確実性の中の英国と核兵器」防衛省防衛研究所「主要国の核政策と二二世紀の国際秩序」(平成二二年度安全保障国際シンポジウム)、一一二七—八頁)。
- (57) MLF構想崩壊後の焦点は、NATO内の核使用決定過程を統一することであった (Kotich, John B., "NATO Nuclear arrangements in the Aftermath of the MLF: Perspectives on a Continuing Dilemma," *Air University Review*, 18: 3 (Mar-Apr, 1967))。
- (58) *FRUS, 1964-68*, vol. 13, doc. 87. 新垣、前掲論文、七三頁。
- (59) 有江浩一「アメリカの対西ドイツ拡大抑止」「核構想共有」『海外事情』第五七巻第一〇号(二〇〇九年一月)、八六—八頁。「選抜委員会」案の具体化として、六五年一月に、国防相特別委員会の中に、「核計画作業グループ」が設置された。そのメンバーには、英国、西ドイツ、イタリア、トルコなどの配備国が含まれることが決まった。
- (60) *Public Papers of the Presidents of the United States, Lyndon B. Johnson: 1965*, pp. 1165-7. エアハルト首相は、「核不

拡散条約への合意は、核シェアリングの合意を前提とする」と述べて、ジョンソン大統領に念を押した (FRUS, 1964-68, vol. 13, doc. 119.)。

(61) Schwartz, *op. cit.*, p. 181, 183.

(62) 黒澤満『軍縮国際法の新しい視座』有信堂高文社、一九八六年、四八―五三頁。確かに、「核兵器を非核兵器国の国家的管理へ、又は非核兵器国による連合の管理へ移譲しないこと」とは記されていたが、「核兵器の管理」についての直接的な言及はなかった。

(63) 同上。

(64) FRUS, 1964-68, vol. 11, doc. 135. 従来ラスクは、MLF構想のような「集団的核戦力」方式の要素も残しておくべきだと考えていた (新垣、前掲論文、七五頁)。米国の条約案の起草過程と米ソ交渉に関しては、黒崎輝「アメリカ外交と核不拡散条約の成立」『法学』六五巻五号 (二〇〇一年十二月)、七六―九七頁も参照。

(65) Butcher, Martin, Nicola Butler, Oliver Meier, Otfried Nassauer, Dan Plesch, Georg Schübäcker, and Stephen Young, “NATO Nuclear Sharing and the NPT: Questions to Be Answered,” Berlin Information-Center for Transatlantic Security (June, 1997).

(66) 九月二日にジョンソン大統領は、米国の「拒否権」が修正案で明確に記されるように、国務長官に指示を出してゐる (FRUS, 1964-68, vol. 11, doc. 146)。最終的にマクナマラの提案が受け入れられて、軍備管理軍縮局 (ACD A) が条約案の作成を行った。

(67) FRUS, 1964-68, vol. 11, doc. 151-3.

(68) *Ibid.*, doc. 157-8.

(69) 六七年四月二八日に、米国側はソ連側に「解釈」文書を提出するが、条文解釈権に関しては双方が保持することとなった。条約署名後に米国側が公表した「解釈」によれば、「核シェアリング」は、条約では禁止の対象ではないという。なぜなら「核シェアリング」は、「戦争を始める決定がなされない限り、またはなされるまで——その時に

「核シェアリング」と「米ソ核密約」の構図

はこの条約はもはや有効ではない——核兵器あるいはその管理の移譲を含まない」からだという。

(70) *FRUS, 1964-68*, vol. 11, doc. 156-8.

(71) NATO, *Final Communiqué*, (December 15, 1966). <<http://www.nato.int/docu/comm/49-95/c661215a.htm>>. 六六年九月の首脳会談で、米国と西ドイツ両政府間で、MLF構想の実現を断念する代わりに、西独をNPGに入れる合意が成立した (Brands, Hal, "Non-Proliferation and the Dynamics of the Middle Cold War: The Superpowers, the MLF, and the NPT," *Cold War History*, 7 (August, 2007), pp. 406-8.)。

(72) 新垣、前掲論文、七六―七頁。Buteux, Paul, *The Politics of Nuclear Consultation in NATO 1965-1980* (Cambridge: Cambridge University Press, 1983), chaps. 2-3. フリーマンによれば、危機時に米国が核威嚇を発するかどうかは、平時における戦略協議の運用によって左右されるという。すなわち、特定の軍事兵器の導入など、戦力構成をめぐる議論を通じて、同盟内で価値観を共有しておくことが、「拡大核抑止」の「信憑性」を高めるといふ (Freedman, Lawrence, "The Evolution and Future of Extended Deterrence," *The Changing Strategic Landscape*, London: HSS Adelphi Paper 236, 1989.)。

(73) 有江、前掲論文、八九―一〇〇頁。キッシンジャーは、ドゴールがNATO統合司令部から脱退した理由について、戦争参加の「政治的選択肢」を探求しようとした点を指摘する (キッシンジャー『外交』(下) 日本経済新聞社、一九九六年、第二四章)。

結論 「米ソ共同支配」体制の成立

六七年八月二四日、米ソ両国は一八カ国軍縮委員会に、最終決定された第一条を記した同一草案を提出した。こうして、核不拡散条約の中で、ヨーロッパへの核兵器の配備を基礎づける「核シェアリング」制度が認められ

た。これまで検討してきたように、この時点で「米ソ核密約」が成立した。それが、同盟諸国との「事前協議」が行われるかどうか以前に、超大国間で戦争状態になる事態を回避するという「構図」であった。⁷⁴その論理的帰結として、米ソ同一草案提出の翌月に、国防長官は、米ソ間の「戦略的安定」を最優先目標とする「相互確証破壊」戦略を表明したのである。

改めて振り返るならば、西ドイツの核武装問題をめぐって、核兵器の「管理」の有り様が問われ続けてきた。当初米国政府は、「拡大核抑止」の公約を「再保証」しようとして、核兵器の「管理」を部分的に委譲するMLF構想を考案した。ところが、米国が「拒否権」の放棄もほのめかしたために、西ドイツが核の発射に関与することに對するソ連の恐怖心を煽ってしまった。要するに、米国の「核不拡散」政策のディレンマは、「拡大核抑止」の「信憑性」を高ようとして「管理」を緩めるほど、「核拡散」の傾向が強まるのでドイツ非核化に関する米ソ協力が閉ざされてしまう点にあったのである。

以上の「ドイツ問題」に決着をつけたのが、核不拡散条約であった。核兵器の「管理」の移譲を禁止した米国案の中には、各同盟内で「戦時」を決定する政治的権限を一手に掌握するという「密約」を取り結ぶ意図が込められていたのである。ソ連側もこの提案に応じる形で、西ドイツに核保有を断念させるには、非戦略核兵器を装備した米軍のベルリン駐留も許容する必要があると認識した。かつてソ連が、ベルリンの米軍を追い出そうとしたように、西独核武装問題は、絶えず両国間で戦争原因となってきた。しかしながら、西ドイツの核武装を阻止する「共通利益」を確認し合えたことで、中欧の「現状維持」に関する了解も生まれたのである。⁷⁵

以上より、「冷戦」の本質が浮かび上がる。米国は、「核不拡散」政策のディレンマを解消するにあたって、米

「核シェアリング」と「米ソ核密約」の構図

ソ「軍事ブロック体制」の論理に依拠したといえる。すなわち、米ソ不戦の「核密約」を取り結ぶことによって、同盟諸国に対して「ソ連の脅威」を煽りながら、ブロック内部のヒエラルヒーを固める試みについて、ソ連と「共謀」したのである。⁽¹⁶⁾ この点に関しては、MLF構想の挫折後、米国政府がヨーロッパに非戦略核兵器を大量に配備して、「事前協議」制度の確立を図った過程からも明らかであろう。最終的に、フランスの離脱後に、NATOが組織改編に合意して、核使用の最終決定権を米国に集中させた点については、既に検討した通りである。

一九八九年末のマルタ会議で「冷戦」終結宣言が出された後、NATOは、ソ連を「敵」とはみなさないといい見解を表明した。ソ連の軍事的脅威が低下して、欧州統合が進むにつれて、ドイツ核武装に対する警戒心も次第に弱まっていった。「核シェアリング」制度には、西欧同盟の結束を示すという「政治的」機能が残されたものの、それまで中核的機能を果たしてきた「共同防衛」の意義は格段に低下していった。⁽¹⁷⁾ そして、現在ドイツは、東欧諸国がNATOに加盟してロシアとの距離が遠ざかったことも受けて、冷戦期に配備されてきた非戦略核兵器の撤去に積極的な姿勢を示している。⁽¹⁸⁾

以上の動向から言えるのは、「パクス・ルツン・アメリカナ」の崩壊によって、米国の支配体制を正当化してきた論理も成り立たなくなっただけのことである。当然ながら米国は、西欧同盟を存続させるべく、「共同管理」に代わる新たな論理を編み出すという課題を背負うこととなった。象徴的な例を挙げるとすれば、「人道的介入」といった普遍的なイデオロギーの論理に基づいて、NATOが「域外派兵」を行っていることであろう。つまり、「核シェアリング」制度に基づく核配備の見直しは、新たな脅威を「外部」に求める作業とともに進められているのである。⁽¹⁹⁾

(74) 例えば、ACDA長官は、「核シェアリング」制度を踏まえて、米ソ両国は核不拡散条約で、核戦争の「危険を避けるためにたゆみない努力をする」ことも宣言している」と証言した (Nassauer, Otfried, “Nuclear Sharing in NATO: Is it Legal?” *Science for Democratic Action*, 9: 1 (May, 2001).)。

(75) トラクテンバーグによれば、部分的核実験禁止条約が成立した時点で、ソ連側がベルリンで緊張を高めない限り、米側も西ドイツに核管理を持たせないという「取引」が成立したという (Trachtenberg, *op. cit.*, p. 321, 328, pp. 388-9, p. 400.)。だが、この「六三年デタント」は、ベルリンの不可侵に関する了解が成立しなかった時点で限界があったと指摘される (青野、前掲書)。

(76) メアリー・カルドローは、「冷戦」とは米ソによる「共同事業」であったと喝破した。両国にとつて、第三世界の民族問題が真の脅威であり、ここを中心として「現実の戦争」が展開されてきた。仮想敵が一致する両国は、これらの脅威を抑えるべく軍事介入を行い、また、ブロック内部の支配を固めようとして、「想像の戦争」をつくりあげたところ (Kaldor, Mary, *The Imaginary War: Understanding the East-West Conflict*, Oxford: Basil Blackwell, 1990.)。

(77) 金子、前掲書、二六〇―七五頁、第四章参照。ソ連が消滅した後、統一ドイツが最大の脅威として浮上するのではないかという懸念は根強く残っていた。

(78) 対照的に、NATOが東方に拡大したことで、東欧諸国が核兵器の撤去を拒むという構図が生じている (同上、終章参照)。

(79) 冷戦後、同盟を存続させるという課題の浮上に伴って、自由や民主主義という価値観に基づいた制度化が重視され始めた点に関しては、土山實男『安全保障の国際政治学』有斐閣、二〇〇四年、第九章を参照。

NATO's nuclear sharing and U. S.-Soviet Bloc system: McNamara's non-proliferation policy in 1961-68

論

Tetsuya NAKANISHI

説

Introduction

I. West German nuclear problem and MLF (multi-lateral force) concept

II. From MLF to nuclear sharing system

III. Logic of Strategic Consultation and NPT (Non Proliferation Treaty)

Conclusion

NATO adopted a new strategic concept which contains aims for a world without nuclear weapons (NW). Now, the withdrawal of non-strategic weapons (NSW) is focused. These weapons have been deployed at Western Europe on the system of nuclear sharing from the cold war. This article examines why this system emerged and was accepted by the Soviets at the NPT negotiation.

The credibility of U. S. extended nuclear deterrence declined because of the Berlin crisis, so West German demanded for her own nuclear 'control.' Kennedy administration designed MLF concept which integrates alliance nuclear powers under the Supreme Allied Commander Europe. The key of this concept is the 'delegation' of control and denial of U. S. veto over the launching.

During the Cuban missile crisis, Kennedy and McNamara feared the unauthorized launching of Jupiter missiles in Turkey. McNamara determined to sustain the U. S. veto and deployed NSW under nuclear sharing system. Thereafter, NATO focused on the creation of 'prior consultation' that will be called when U. S. will transfer NSW to the host countries.

McNamara proposed article 1 of NPT that NW countries shouldn't 'transfer' control of NSW to NW countries, except intra-war situation. During the NPT negotiation, Johnson administration asked the Soviets whether two

三四

countries possess ‘rights to go to war’ exclusively. At the same time, U. S. tried to integrate the process of the use of NSW in the form of NATO’s Nuclear Planning Group.

In short, nuclear sharing under NPT meant U. S.-Soviet ‘Bloc system.’ They reached the tacit political understanding to avoid war and strengthened their control on each bloc. Also, the Soviets accepted U.S. presence in Berlin, so two super powers agreed the status-quo in Europe. Therefore, after the cold war ended and this system collapsed, NATO has been searching for a new logic of keeping Western Alliance.